

吹田市個人情報保護審議会 会議録（第50回）

開催日 平成28年（2016年）4月26日（火曜日）  
開催時間 （開会）午後3時 （閉会）午後4時25分  
場 所 吹田市役所 中層棟4階 第4委員会室  
案 件 1 諮問案件

公共施設等防犯カメラ設置事業（無線通信式防犯カメラ設置）における個人情報の取扱いの一般的制限、収集方法の制限並びに目的外利用及び外部提供の制限に係る個人情報の保護について

【危機管理室】

2 報告案件

ア 住民基本台帳情報及び災害時要援護者情報活用について

【消防本部指令情報室・福祉総務課】

イ 出動車両管理カメラ・車載カメラ・災害監視カメラシステムについて

【消防本部指令情報室】

3 その他

ア 行政不服審査法改正に伴う吹田市個人情報保護条例及び吹田市情報公開条例の一部改正について

【事務局】

イ その他

出席委員 会長 岡 豪敏 副会長 小林 孝史  
糸瀬 正博 岡 宏一 川内 通生  
黒岩 哲夫 澤田 啓子 矢倉 昌子  
矢野 正

欠席委員 岩城 伸 奥野 詩穂

出席市職員

<説明者> 総務部理事 中江 理晶  
総務部危機管理室長 竹嶋 秀人  
総務部危機管理室主幹 宮武 昌寛

総務部危機管理室主査 芦田 宏志

消防本部指令情報室長 液野 正敏

消防本部総括参事（システム担当） 廣瀬 栄二

消防本部指令情報室指令情報第一指令長 山根 昭司

消防本部指令情報室主査 新納 秀和

福祉部福祉総務課長 山内 薫

<事務局> 市民部長 小西 義人

市民部次長 中野 勝

市民部市民総務室長 熱田 徹

市民部市民総務室参事 菅 有紀

市民部市民総務室主幹 藤原 千景

市民部市民総務室係員 福島 一貴

傍聴者 無し

## 第50回 個人情報保護審議会

平成28年4月26日（火）午後3時00分～午後4時25分

吹田市役所 中層棟4階 第4委員会室

**岡 会長** それでは、第50回個人情報保護審議会を開会させていただきます。菅さん、どうぞ。

**菅市民部市民総務室参事** まず、傍聴希望者の件ですが、本日傍聴希望者はおられません。また、奥野委員は本日御欠席という事で御連絡をいただいております。

岩城委員につきましては、御連絡をいただいておりますので、たぶん遅れて来られるものと思っております。2名の方の御欠席ではありますが、半数以上、9名の御出席をいただいておりますので、本日の当審議会は成立しております。

次に、議事録の作成にあたりましては、署名委員方式を行わせていただいております。前回は、黒岩委員さんと矢倉委員さんをお願いいたしました。五十音順をお願いしておりますので、今回は矢野委員と糸瀬委員をお願いしたく存じます。

では、本日の案件ですが、諮問が1件、報告案件が2件でございます。諮問の1件目は「公共施設等防犯カメラ設置事業（無線通信式防犯カメラ設置）における個人情報の取扱いの一般的制限、収集方法の制限並びに目的外利用及び外部提供の制限に係る個人情報の保護について」、危機管理室からの諮問でございます。

報告の1件目は「住民基本台帳情報及び災害時要援護者情報活用について」、消防本部指令情報室・福祉総務室からの報告でございます。2件目は「出動車両管理カメラ・車載カメラ・災害監視カメラシステムについて」、消防本部指令情報室からの報告です。そして最後に「その他」で事務局からの「行政不服審査法改正に伴う吹田市個人情報保護条例及び吹田市情報公開条例の一部改正について」の報告でございます。

**岡 会長** では、諮問案件に入りたいと思います。担当機関の入室をお願いいたします。

< 危機管理室職員 入室 >

**菅市民部市民総務室参事** 会長、よろしいでしょうか。

**岡 会長** はい。

**菅市民部市民総務室参事** それでは、危機管理室よりの「公共施設等防犯カメラ設置事業（無線通信式防犯カメラ設置）における個人情報の取扱いの一般的制限、収集方法の制限並びに目的外利用及び外部提供の制限に係る個人情報の保護について」の諮問でございます。

詳細の説明につきましては、危機管理室からお願いいたします。

**宮武総務部危機管理室主幹** 本日は、ありがとうございます。よろしくお願ひ申し上げます。まず、御説明する内容といたしましては、1つ目に諮問させていただいた項目、対象となる事業、審議会に諮る理由について御説明申し上げます。

まず1つ目の諮問すべき項目といたしましては、「個人情報の取扱いの一般的制限」、吹田市個人情報保護条例第6条第2項第2号に係るものでございます。2つ目といたしまして「収集方法の制限」、同条例第7条第1項第5号及び第2項に係るものでございます。3つ目といたしまして「目的外利用及び外部提供の制限」、同条例第8条第1項第6号及び第2項についてでございます。

次に、対象となる事業といたしましては、「公共施設等防犯カメラ設置事業」でございます。

続きまして、当審議会にお諮りする理由でございますが、児童が巻き込まれる痛ましい事件や重大事件につながるような事象が身近なところで起こる近年、住民の不安感が高まっており、吹田市では住民が安心して暮らせる環境を整備するために、犯罪認知件数の多い地域から順次設置し、3か年で市内の公共施設や道路・公園等に無線通信式防犯カメラを設置してまいるという内容でございます。

まず、理由でございます。先ほど申し上げた諮問をお諮りする項目の、1番と2番についてでございますが、無線通信式防犯カメラは、不特定多数が利用する公共施設や道路、公園等を中心に設置し、撮影した画像をデジタルデータとして記録するものでございまして、犯罪の証拠となり容疑者を特定する可能性があるなど、止むを得ず社会的差別の原因となるおそれがある事項に関する個人情報の収集に触れる可能性があるもので、御本人からの直接収集の例外となるということでございます。

続きまして、先ほど諮問させていただいた項目の2番目、3番目の収集方法の制限「目的外利用及び外部提供の制限」についてでございますが、先ほどお話いたしました理由のため、防犯カメラで撮影された画像は犯罪の未然防止及び犯罪発生時

の迅速な対応を図ることなどを目的といたしまして、吹田市個人情報保護条例第8条に該当する場合に限り目的外利用できるものとし、こうした一定の制限の下に防犯カメラの運用をするものでございます。

無線通信式防犯カメラにより撮影された犯罪等の画像データは、捜査機関等からの求めに応じまして、当該捜査機関等に対し外部提供をすることがあるものでございまして、また、撮影される可能性のある人は、不特定多数でございまして、また外部提供の通知の困難性や、迅速な取扱いが求められることから、本人への通知は馴染まないものでございまして、本人への通知は行いません。

以上が上記事項につきまして、吹田市個人情報保護条例に基づきまして、当審議会に御諮問を諮るものでございます。以上でございます。

**岡 会長** はい。それでは、この諮問に対して審議を図りたいと思いますが。質疑応答ということで、いきましょうか。御意見も含めて。

はい、どうぞ。

**矢野委員** 前段のところですね、「児童が」って書いてあるんですけども。児童福祉法でいうと18歳までということになってしまいますので、もうちょっと広い大学生とかもという事件もありますので。もうちょっと広い意味で「市民が」ということでしていただければ有りがたいかなというのが1点と。簡単な質問なんですけれども、公共施設や道路・公園等を中心に設置される計画があるということなんですけれども。どれぐらいなのか、無制限にたくさん設置されるわけではないと思いますので。どれぐらいの規模でなされるのかというのをちょっとお教えいただけたらと思います。

**岡 会長** はい。どうぞ。

**宮武総務部危機管理室主幹** 先ほどの御質問にお答申し上げます。台数等につきましては、まずは吹田市内36小学校区がございまして、その36小学校区を完全に認知件数の多い順番に3つのグループに分けます。3か年で12校区ずつ、合計36校区に1小学校区あたり15台ずつを設置してまいります。具体的には、今年度につきましては12校区×15台の180台、来年度また再来年度、同じように2番目の12校区・3番目の12校区にそれぞれ15台ずつ、各年度180台ずつになりますので、3年度間で540台を設置予定しております。以上でございます。

**矢野委員** これまではそういう通信式の防犯カメラは、公共施設や道路や公園などに

は設置されていないということですか、吹田市内では。

**岡 会長** はい。どうぞ。

**芦田総務部危機管理室主査** 従来のところ、それぞれ施設内の保安上というのは付いているんですが、公費で公道上に市民向けてとといいますか、民間に向けてというのは今まで設置はしておりません。

**岡 会長** 他に、何かありませんか。川内委員はどうですか。

**川内委員** いまのところは。

**岡 会長** いいですか。どうぞ、はい。

**糸瀬委員** この設置する場所なんですけれどもね。例えば公園とか書いていますけれど。公園のそばに我が家があった時、24時間見られているわけです。そういうような時の措置は、どうされるんですか。

**宮武総務部危機管理室主幹** ただ今の御質問につきまして、お答え申し上げいたします。まず、公園等につきましては、カメラ内部の構造機能に伴うものでありまして、その中に特定できるどなたかの御自宅、窓、あるいは出入口が含まれていた場合、そこをマスキングします。どなたが入られた、明りが点いたなどが反映できないような画像細工をいたしましてプライバシーの保護には十分配慮してまいります。以上でございます。

**岡 会長** そういうことが、できるんですか。

**宮武総務部危機管理室主幹** はい。現在のカメラにつきましては、1画面につき箇所の指定を、例えば4箇所までとか、5箇所までとかという制限はございますが、プライバシーに配慮した画像の処理ができるような構造になっております。以上でございます。

**岡 会長** 他に何か、質問はありますか。

**糸瀬委員** それとね。画像のデジタルデータは、誰が見れるんですか。

**岡 会長** はい。どうぞ。

**宮武総務部危機管理室主幹** 御質問にお答え申し上げます。通常は、当室の室長が管理責任者でもあり、運用責任者は当室の主幹ということで定めております。管理責任者、当室の室長でございますが、画像取扱員を選任しまして、その場で取扱員が何らかの必要がある場合にのみ閲覧できるという事でございます。基本的にはそのような状況でございます。後、先ほど申し上げた警察、あるいは捜査機関等から

の申請がある場合には、その捜査機関等の職員も閲覧できるということでございます。以上でございます。

**岡 会長** 今のお答えは、4ページ、5ページの表ですかね。

**宮武総務部危機管理室主幹** はい。さようでございます。

**岡 会長** 4ページでは、吹田市の危機管理室の管理責任者の室長が、このようになっておりますよね。

**宮武総務部危機管理室主幹** はい。4ページ、5ページの御説明を申し上げます。基本といたしましては、当室職員に限るということとなりますが、非常時等の人命にかかわる場合には、まずはご覧いただいております4ページの方、吹田警察署からの利用申請があった場合は、これは事前申請があった場合でございますが、吹田警察署長から①の画像利用申請が当室の室長にございます。当室の室長から画像利用承認を吹田警察署長に向けてお出しし、吹田警察署長は画像取扱警察職員に画像取扱指示を出して、画像を取得するというものでございます。

これは事前申請でございまして、続きまして5ページの上のイでございますが、緊急時、例えば夜間であるとかでございますが、その場合は、まずは吹田警察署の方から当室の室長の方に申請があります。その前に吹田警察署の方からすぐに直接、画像取扱警察職員に画像取扱指示が出まして、その職員が防犯カメラから画像を取得するという流れになっております。その下の検察、裁判所等からの図につきましては、先ほど御説明いたしました4ページの事前申請と同じ流れとなっております。以上でございます。

**岡 会長** これは、後で2ページの5の「外部提供について」も御説明される予定ですか。まあ、今説明されたから、その部分は省いてもいいと思いますけれども。そういうことですよ。

**宮武総務部危機管理室主幹** はい。

**岡 会長** 今は、1ページの1、2、3について御質問を受けているということでしょうか。

**宮武総務部危機管理室主幹** はい。

**岡 会長** どうでしょうか。では次に進んでよろしいですか。

はい。それではどうぞ。

**宮武総務部危機管理室主幹** 続きまして、お手元の資料2ページ以降の御説明を申し

上げます。

まず4番、「収集方法及びデータ保存について」でございます。防犯カメラは、公共施設・道路・公園等に設置いたしまして、不特定多数が利用する公共空間を中心に、犯罪を警戒する必要があるエリアを撮影範囲といたしまして、撮影した画像をデジタルデータとして保存いたします。保存期間は、原則7日間といたしまして保存期間終了後の画像の消去は、新たな画像を上書きする方法で自動的に消去いたします。また、作動・録画は終日（24時間）行いますが、モニターによる常時監視という形は行いません。

続きまして、先ほど少し御説明申し上げましたが、データの外部提供でございます。捜査機関（警察あるいは検察など）ですが、及び裁判所等からの防犯カメラ画像利用申請を受けた場合には、「吹田市無線通信式防犯カメラの設置、管理及び運用に関する要領（案）」を別紙でお作りさせていただいておりますが、それに基づきまして、原則的に書面による事前申請のもと、防犯カメラで撮影した画像データを利用及び提供するものといたします。

捜査機関である吹田警察署は、「吹田市無線通信式防犯カメラ運用管理に関する協定書（案）」、これも別紙で付けさせていただいておりますが、その締結後、「画像管理運用要領（案）」を作成いたしまして、当警察に配置する市の専用パソコンを使って当警察署の指定された職員が無線を介してデータを収集する体制を整えます。

続きまして、お手元の資料3ページの「6 セキュリティ対策について」でございます。セキュリティ対策といたしましては、次の機能を備えるものといたします。1番といたしまして、第三者によるデータ改ざんの防止でございます。無線通信式防犯カメラ（アクセスポイント）の管理者用パスワードの設定、更新及び映像データの暗号化により、第三者が安易に再生・編集できないものといたします。続きまして2つ目、第三者による無線LANの不正アクセスを防止いたします。3つ目といたしまして、通信の制約でございます。防犯カメラ（アクセスポイント）を介しての通信を必須とし、端末間での無線通信が不可能なものとするとともに、電波の伝搬範囲の制限をいたします。4つ目といたしまして、特殊ネジでの固定など防盜性能に優れたものといたします。最後に5つ目でございますが、専用パソコンにウイルス対策ソフトを導入いたします。



「7 管理運用体制について」でございます。1つ目といたしまして、責任と権限の明確化でございます。データの検索・閲覧、機器の操作等の各段階における利用可能者のアクセス権を設定し、管理運用、機器の操作の責任の所在を明確にいたします。2つ目といたしまして、アクセスログ、これはコンピュータを操作したという記録でございますが、この記録のモニタリングの徹底をいたします。月に1度アクセスログ記録の確認により、吹田警察署の使用申請と利用実態との確認など、当該要領に基づく運用がされている旨のモニタリングを徹底いたします。

8番目は、「今後の予定」でございます。以上でございます。

**岡 会長** はい。何か御質問ございませんか。

**川内委員** はい。公募委員の川内でございます。資料の2ページに、上の収集方法の枠のところですが。そこの下の方の2段にかかりまして「モニターによる常時監視は行いません。」とありますが、これの資料のちょっと7ページをご覧ください。7ページの上から13行目になるんですかね。第6条第3項で「モニター設備は、取り付けない。」という、その7ページの意味と同じと考えていいのですか、これは。つまり意思とかでないのではなくて、物理的にそういうことができない、機能的にできないと考えていいのでしょうか。以上です。

**宮武総務部危機管理室主幹** 御質問に対してお答えいたします。機能といたしましては、モニターで常時監視を行うことは可能でございます。ただ、我々が求めておりますのは、防犯での防犯カメラということでございまして、監視カメラではございません。監視カメラになりますと、プライバシーの侵害が起こったりいたしますので、あくまでも防犯、犯罪を抑止するという目的で付けるものでございまして、外部提供の際もその必要な時間数のみ捜査機関等に提供するものでございますので、監視の目的とするモニターは基本的には付けられますけれども、そういうものについては一切付ける予定はございません。以上でございます。

**岡 会長** お分かりになりましたか。

**川内委員** はい。

**岡 会長** 防犯と監視というのは、言葉ではもちろん違うんだけれども。実際の機能としては違うんですか。

**宮武総務部危機管理室主幹** 御質問にお答えいたします。明確な基準は無いかもわからないですけども、先ほど私が申し上げた防犯カメラと監視カメラ、機構上は同

じものだと思っんですけれども。今、防犯カメラと申しあげましたのは犯罪の抑止であるとか、犯罪が起こった後の捜査情報としてのデータを得るためのものでありまして、監視カメラと申しますのは例えばエレベータなどのところで常時犯罪が起らないかとか、施設の中で例えば泥棒が入っていないかとか、そのような常時監視をするものが監視カメラということで、ちょっと語句を使わせていただいているものでございます。以上でございます。

**岡 会長** 他に何かありますか。はい、どうぞ。

**川内委員** 先ほど御説明があった4ページ・5ページ。ちょっと質問のタイミングを図っていたのですが、ここでお聞きしてよろしいでしょうか。

**岡 会長** はい、どうぞ。

**川内委員** 4ページと5ページに図がございます。先ほど説明者がちょっとお触れになりましたが。あえてお聞きします。もちろんお答えは想像つくのですけれども。4ページの方の図表の、つまり警察署の中の上から矢印来ますね。すると右下のところに「画像取扱警察職員（職員）」とあって、その隣の右側の5ページの吹田市の方の図なんですけれども。これも吹田市の太い矢印を下に見ていきますと、ちょうど全体の左下に「画像取扱員（職員）」とありますが。この両方の職員とも、これはいわゆる正規職員・常勤職員と考えてよろしいんでしょうかね。

**岡 会長** はい。

**宮武総務部危機管理室主幹** 御質問に対して、お答え申し上げます。委員のおっしゃるとおりでございます。

**川内委員** はい。

**岡 会長** 他に何かございますか。どうぞ。

**矢倉委員** 矢倉ですけれども。審議会に諮る理由としては「児童が巻き込まれ命が奪われる…云々」という、いろいろまあ犯罪防止を書かれているんですが、1ページのところに「犯罪認知件数の多い地域から順次設置し、」と書かれているんですけど、この犯罪というのは具体的にはどういう犯罪を予定されているんでしょうか。

**宮武総務部危機管理室主幹** はい。御質問にお答えを申し上げさせていただきます。通常の街頭犯罪・軽犯罪という場合のものでございまして、具体的にはちょっと手元に資料が無いのですけれども、痴漢であるとか、ひったくりであるとか、例えば自転車盗であるとかこのようなものでございます。

糸瀬委員 交通事故は犯罪にならないのですか。

宮武総務部危機管理室主幹 交通事故の方は、今回のお諮りしております防犯カメラの設置目的の方には。

糸瀬委員 入らないんですね。

宮武総務部危機管理室主幹 はい。

矢倉委員 いや。最初の1ページ目に書かれているのが「命を奪われる痛ましい事件や重大事件」って書かれているので、「重大事件」を想定されているのかなと思っただけですけども、違うんですね。

宮武総務部危機管理室主幹 もちろんその場合、警察の方から請求があるものと思われませんが、こちらの吹田市の目的としましては、犯罪の抑止ということでございますので、もちろん委員御指摘のように予期せぬ「重大な事故」も含まれる場合は想定されますが、あくまでも小さな犯罪を無くして安全な街づくりに寄与するために、今回の街頭での防犯カメラを設置するというのが目的でございます。

岡 会長 よろしいですか。

矢倉委員 はい。

澤田委員 すみません。私も今の話に関してですけども、1ページのところですね。

「児童が巻き込まれ命を奪われる痛ましい事件や重大事件」と書いていますよね。

これ「事故」との書き間違いじゃないですけど。「事故」かなあと思っていたんですけども。「事故」では無いんですね。「事故」は警察ということですか？

岡 会長 はい、どうぞ。

宮武総務部危機管理室主幹 交通事故というものは、警察の捜査照会で含まれる場合もあるかも知れませんが。我々が想定しておりますのは委員おっしゃるとおりの「事件」を未然に抑止したいということで付けるものでございまして、交通事故を主眼としたものではございません。以上でございます。

岡 会長 どうぞ。

黒岩委員 現在私、吹田に住んでいるんですけどね。私の地域は既に防犯カメラが設置されていて、それと今回の防犯カメラの事業とはどういうふうに考えていったらいいのでしょうか。というのは、そのデータというのは防犯カメラの画像データといったものがあるでしょ。そうったものを例えば市役所さんのこのシステムにリンクするのか、あるいは全然別な話といったものになるのか。

それともう1点ね。もう既にこういう防犯カメラの設置は進むようにしていますので、運営費というのがいるわけですよ。維持管理費というのがいるのでね。そのあたりは市役所さんの方で、既に運営費の一部負担とかされているのかどうか、ちょっと私の方も定かでないので、ちょっとお聞きしたいんですけれどね。

**宮武総務部危機管理室主幹** 御質問に、まず1つ目をお答えいたします。現在お付けになられている設置済みになっている防犯カメラとのネットワークと、今回お諮りしています防犯カメラとの連携については、現在のところ考えておりません。

あと、2つ目の御質問のおそらく我々の26年度・27年度で実施いたしました設置費用にかかる補助事業でお付けいただいたものがあると思うんですけれども、まずは設置のみに関する金額の補助ということで御理解してお付けいただいているものでございまして、もちろん委員おっしゃるように、設置後の例えばNTTやあるいは関連企業等、電柱の設置費用であるとか、メンテナンス費用などがかかっているんですけれども。現在のところ本事業との関連するところにおきましては、その維持費等新たに吹田市が負担するということは考えておりません。ただ実際に御負担があるものでございますし、実際なかなか軽くない金額でございますので、なんらかのバランスを取っていかないといけないというのは考えておりますので、これからの課題であるかなとは存じております。

**黒岩委員** 今の段階では、将来に対する検討課題という形で認識しているということ  
でいいですか。

**宮武総務部危機管理室主幹** はい。

**黒岩委員** ありがとうございます。

**岡 会長** ちょっと今のこと、端的に申しますと。1年間で180台付けていくと、だから設置費用とその運営費用と両方がいるわけなんですよ。これは基本的に、吹田市が負担するわけですよ。

**宮武総務部危機管理室主幹** はい。会長のおっしゃるとおりでございます。以上でございます。

**岡 会長** あと、特にありませんか。

**矢倉委員** お伺いしたいんですけれども。今回、吹田市の方でこういう形で今回、市全般的に付けていかれるということなんですけれども。他の市町村では、大阪府下どのくらいこういうのは整備出来ているんでしょうか。

**岡 会長** はい、どうぞ。

**宮武総務部危機管理室主幹** 今、手元に詳しい資料がございませんが、他の市町村といたしましては箕面市さんであるとか、伊丹市さん。あと今、予定ではございますが大阪市さんも設置に向けて事業を進めておられるということを知っております。以上でございます。

**小林副会長** 外部提供ということで感じたんですけれども。ここにある捜査機関とか裁判所等と書かれてありますけれども。捜査権限を持っていないようなところ、裁判権を持っていないようなところ、例えば保険協会などとかのそういったところからの要請があった場合はどうされるのでしょうか。

**宮武総務部危機管理室主幹** 委員の御質問について、お答え申し上げます。こちらに今、お手元に資料をお渡ししている中で書いております捜査機関等、具体的には吹田警察署あるいは検察庁、裁判所ですね。以外の外部提供は一切考えておりません。以上でございます。

**黒岩委員** 吹田市の方の4番の方ですけれども。「保存期間は、原則7日間」ということなんですけれども。外部提供のところで、捜査機関の警察等についてはこれはそちらのほうで何年それを保存するかは、そちらの機関が決めていくということになるんですか。10年とか、15年とかね。その辺はどうなんですか。

**宮武総務部危機管理室主幹** 委員の御質問につきまして、御回答いたします。捜査機関にお渡ししたものは、こちらからの要望としまして、捜査が終わった場合は他への提供など一切せず消去するものとするということで、要領あるいは協定書に文言を付け加えております。以上でございます。

**糸瀬委員** それ、パソコンに取り込んでしまったら、ずっと残っているわけですよね。けどこの防犯カメラ自身は、1週間で消去するわけですよね。要は、通信でこのパソコンに取り込んでしまったものは、ずっと残っているわけです。そうですね。

**宮武総務部危機管理室主幹** 委員御質問へのお答えですが、理論的にはパソコンに取り込んだ後のデータというのは、人為的な操作がない限り物理的には残ってまいります。防犯カメラの方は、記憶容量の関係で画素数であるとか、画像のきめ細やかさ、あるいは1秒間に何コマ撮るかというようなことによって、記憶容量との関係で、保存の日にちが限定というか決められてまいります。1週間と書いておりますが、例えば1秒間に1コマであるとか、画質を落としてということであればそれ以

上になる場合もございますし、より鮮明にということであれば、これ以下になる場合もございます。以上でございます。

**岡 会長** いいですか、今ので。いいですか。

**糸瀬委員** ええ。要は、防犯カメラは1週間で自動的に消去されて更新していくわけです。通信データでパソコンで取込んだものは、それはずっと残っているという意味です。だから、防犯カメラは消えてしまう。3日・5日というのだったら取れるやろうけれども、10日以上過ぎればなかなかもう取れないわけです。そういうことですね。

**黒岩委員** これ、捜査機関利用限定となると言っていますのでね。そのデータを今、糸瀬委員さんがおっしゃったように、データ自身は、結構長いこと復元することができるという、デジタル商品なんでね、捜査機関の方では。そういう意味ではないのかな。

**宮武総務部危機管理室主幹** 委員の御質問ですが、専用パソコンに入れたものですか、それとも防犯カメラ内で記録されているデータについての御質問でしょうか。

**黒岩委員** 防犯カメラの元々のデータというのは、パソコンの中に落とし込んでおいたら、それを復元してその画像を再生するというのはできるわけですか。

**宮武総務部危機管理室主幹** はい、理論的には可能でございます。

**黒岩委員** というのは、外部提供の中でね。一定の期間保存していないと、意味がなさないと思ったんです。その辺どうされているのかなとちょっと疑問を感じてみたんですよ。7日間でそんなのね、見ただけでわかるものでもないし。後から振り返っているんなこと見るという機会が当然出てくるのかなと思ったので。その点だけちょっと御確認をたく、お聞きしたいということです。

**岡 会長** テレビなんかでミステリー番組を観ているとね。あれ1か月前のや3か月前のを再生してもね、捜査機関が。こうなるのかな。この防犯カメラなんかからいうと。

**糸瀬委員** 警察はパソコンで持って行って、取ってしまって、そのデータを持って先に行ってしまっているわけです。

**宮武総務部危機管理室主幹** まずは保存の期間でございますが、先ほど御説明したように、画素数と画像を撮る枚数を制限すると、会長おっしゃるような長期間のどうか、相当以前の画像が得られるというのも基本的には可能かと思えます。

あと、質問の内容とはちょっと違うんですが、補足をさせていただきますと、画像の保存と言いますのは、専用パソコンのみの内部においてのもので、例えばそこから署員がUSB型のメモリーを使って外部に持ち出すというようなことは、許可はしない協定書になっております。以上でございます。

**矢倉委員** ちょっとよくわからないんですけども。要するに、防犯カメラの中には、7日間しか保存できない。けれどもそこから転送されたパソコンの中には、ずっと残っていくということにはなりませんか。

**官武総務部危機管理室主幹** お答え申し上げます。まずは防犯カメラの方で、例えば今時点で1週間前の画像までが残っております。例えば3日前に犯罪が起こったということで、専用パソコンを用いて専用パソコンの中に画像を取入れたというその期間は1週間分でございますので、パソコンの中で例えばその1週間分を例えば以前の2週間に広げたりということとはできないというものでございます。

**岡 会長** それは、ここに書いてあるとおりなんですけれどね。

**矢倉委員** そうか、では8日前に起こった事件は、もう見れないということでのいいですね。何か先ほどの皆さんの話でいくと、データはそのパソコンには前の分まで残っているみたいな感じのお話だったので。

**官武総務部危機管理室主幹** 防犯カメラからは、何等かの事件があった場合のみデータをパソコンに取入れるものでございまして、常時転送はされてはおりません。

**岡 会長** 糸瀬委員もそれでいいですか。

**糸瀬委員** いいんですけども。この防犯カメラでね、消去して消えますか？

**各委員** 上書きですね。上書きでデータが。

**糸瀬委員** パソコンは消去しても残りますね。プロがしたら出してくれますよね。完全に、消去はできないですよ。消去したつもりでも残っていますよね。

**官武総務部危機管理室主幹** まあ、電磁的な記録になりますので、通常例えば皆さん御存じの「デリート」であるとか、「目次」を消すとかいったことによりましては、データというのは理論的には残っておりますが、例えば解体等で、といった時にはアメリカのNASAであるとかいろんな機関が導入しております処分の方法、例えばハードディスクを7回上書きするとか、いろいろな捜査機関で基準を設けておりますが、それによって通常の高度な技術を持ってしても画像の取入れというのは不可能となっております。以上でございます。

**岡 会長** ちょっとこれ技術的な問題だけれども、割と我々審議会としては関心を呼ぶところだと思うけれども。まあこれ以上はちょっと御質問しても問題の解明にあたらないかもしれませんので、一応これに書いてあるとおりで理解させていただくということによろしいですか。

**糸瀬委員** 一つだけ。よその地区で、市に関係なく付けているところを言われていましたね、防犯カメラを。地区が費用を出しているんですね。その管理は地域の代表者がやって、その代表者が見れるのか、見れないのかそれはどうしているのかな。

**岡 会長** はい、どうぞ。

**宮武総務部危機管理室主幹** 御質問にお答え申し上げます。補助事業につきましては、御心配になられる方も多いのですけれども。実際に設置される自治会さんで規程の方を作ってくださいまして、そのようなことがないように画像の取得等を制限しているものでございます。

**糸瀬委員** 年間20万円位かかっているんですよ。

**黒岩委員** そうですね。何か私もあまり詳しくは知らないんですけれども。ちらっと今、この話が出たものですので思い出して今、話をして勉強になって。

**岡 会長** あとはどうですか？ちょっと私の方から聞くのもなんですけれども。別紙1と別紙2は、それぞれ要領と協定書ですよ。これについては、特に御説明をいただいております必要のあるものはありますか。はい。

**宮武総務部危機管理室主幹** 申し訳ございません。内容につきましては、御覧いただいておりますとおりでございまして。案というものをお付けいたしておりますが、たたき台というような扱いをしております、これからもいろいろな御意見等を賜りまして、正式なものにしていきたいと考えているものでございます。以上でございます。

**岡 会長** すみません。ちょっと、私の方で聞くのもなんですけれども。これ手続的にはね。この要領と協定書というのは、吹田市の中でどこかの部署がずっと検討して、最終的に決めるでしょうね。その手順は今後、どうなりますか。ちょっと想定外の質問かもしれませんが、もし、答えられるなら教えてください。

**宮武総務部危機管理室主幹** まず、6ページの別紙1の方でございまして。この要領は、我々内部の者に対しての決め事でございます。お手元の資料の13ページの方に書いております協定書につきましては、吹田警察署と取交わす書類でございます。



いずれも、いろいろな公的なものは我々の方で法制室というのがございますが、そこを協議しまして、いろいろな専門知識も得まして要領あるいは協定書として完全なものに仕上げているという流れでございます。以上でございます。

**岡 会長** そしたら、あれですか。要するに法制室というのは、表現だとかを特に考えるんでしょうね。その内容的な検討は、どこでされることになるんですか。

危機管理室の皆さんが検討されるという理解で、いいんですか。

**宮武総務部危機管理室主幹** はい、さようでございます。

**岡 会長** そういうことですか。はい。

**中江総務部理事** これは要領でございますので、一定の起案処理をしまして決裁権者に、当然我々の危機管理室の方でまず案を作って、それでもって役所の中の決裁手続きを経て、最終的には市の意思決定の下に要領を作らせていただいて、その要領に基づいてまた、吹田警察署さんの方とは協定を結ばせていただくという、こういう手順でございます。

**岡 会長** そうすると、要するに室長が最終決裁権者ですか。もちろんそうですね。もちろん協定書は、2人の当事者がおられるわけですから、それぞれでしょうけれども。市側では庁内の手続きを経て、市長決裁という理解でよろしいですか。

**中江総務部理事** 今、会長がおっしゃっていただいたとおりでございます。当然、未だ案という状況です。というのは、役所の中で決裁も終わっておりませんので、「最低限こういうことは必要ですよ。」ということをお示ししないと、この審議会でも合意をいただくことができないと考えておりますので、あくまでも他市の状況とか警察の方ともいろいろと協議をさせていただいている状況でございますので、ある程度こういうのは必要ですねという下打ち合わせというようなものは出来ておりますけれども。決してこれがそのまま本来のものになっていくというものではありませんけれども、ほぼこれに近いような形のものには要領として作っていかないといけないでしょうし、協定書としてもこういう中でこういったものが出来上がっていくということで、今日の答申をいただくための資料としてお出しをさせていただいている、そういう事で御理解をいただきたいと思っております。

**岡 会長** まあ、案ということ。そういう意味ですかね。

**川内委員** 今までの御説明に関する事なんですけれどもね。そういたしますと、この資料6～8まで私ども今、拝見しておりますけれども。これと違った結果になった

文言にしろ、趣旨ですけれども。それは我々にはこうなりましたよという事は、我々にはそれを教えていただくことはもうないということ。この案の段階だけ、拝見した訳ですね。それでよろしいのですか。

**中江総務部理事** この案につきましては、ここの審議会でこの案を御承認をいただくとか、そういう形にはならないと思います。ただ、こういう形で考えていますよと、ただ、これとは全く違うような形で、例えば最低限このような目的でありますとか、ここに書いている事は当然盛り込まれたものになるでしょうし、これから例えば重要な事項が漏れてくるというようなことになると、これは当然、要領として体を成さないということになりますので。その後については、ほぼこれと似たような形のものが出来上がってきて、後は文言修正とかそういったものは当然出てくるかと思えますけれども。そういうものを経た上で、最終的には決裁処理をして、当然市の公文書になりますので。こういう要領が出来たということについては、もし、その出来上がった時点で、審議会の各委員さんの方にも示していただきたいということであれば、それは情報提供という形ではさせていただけるかなあと、考えております。

**岡 会長** どうですか。

**川内委員** じゃ具体的に発言いたします。もし、御説明があったら、質問しようと思っていたのですけれども、こういう流れになりましたので、ここで御質問いたします。6ページのいわゆる要領、別紙1ですよね。第3条第1項第2号です。つまりこの防犯カメラの設置にあたって「その設置場所を市民に十分に周知すること。」とございます。これは明らかに役所内部と違って、市民の我々外部がかかわってくることなんです。そうしますと、我々これ、どのように周知されるのかというのが、すごく関心があるわけです。例えば、市報にぱっと載るようなことでお書きになる形になるのか。何よりも周知された側の市民の方で質問があった場合、ある程度ボーダー的にあるところまではまったく皆様方ほとんどある意味無関心であっても、ある方はものすごく関心があるという場合に、いろんな事を聞きたいけれども。例えば役所のどこにどう聞けばいいのかということのをですね、仮に御質問のある方は、役所のどの番号に電話しろということまでお書き添えなるのか。実は、私も普段市役所とコンタクトを持つ時に非常に困る事があるんですね。何か聞きましたが「少々お待ちください。」と言って職員が替わられる。その少々が、少々でなくっ

て多々になってしまって、もう待ち耐えられなくて電話を切ってしまうことになる。これは実際身近に、まあすごく切実なことを訪ねようという市民がいる場合に、どこにどうかけたらいいのかというその辺りのことを我々は、この「十分に周知」という中には入っていると我々は思いたいわけなんです。となってくると、先ほどおっしゃったように、これが例えば今、現に私の申し上げたことがどこでどう取込まれて、どう無視されていくのかが全く分からないわけで、そういう流れがちょっと私は予想もできないし、理解もできないんですけれども。その辺はどういう御予定で考えていらっしゃるのでしょうか。

**官武総務部危機管理室主幹** はい、今の御質問の内容について、お答えさせていただきます。まずは、今後の流れでございますが、36連合自治会様の方に設置の予定をしているということで、お知らせを申し上げました。その後の展望でございますが、我々がおおよそその位置を決めまして、もちろん警察の御協力も得ながらより効果的な設置場所を選定して、その後で連合自治会をはじめ、PTAの方々であるとか、地域の皆様の御意見を賜り、最終的な設置場所を決めていくという流れでございます。

2つ目に委員の御質問ですが。「周知」ということでございますが、設置した場所の防犯カメラの下の部分になるのですが、「防犯カメラにおいて、画像を録画中です。」という事でお知らせをしております。お問合わせについては、その防犯カメラの「録画中です。」というお知らせの物の中に、問合わせの電話番号が記入できるかどうかは今後の検討課題となるかと思うんですけれども。吹田市の方にお電話いただきましたら、我々が窓口となってお答えするという形になります。以上でございます。

**岡 会長** そうしたら、今のお話をまとめますとね。設置にあたって、36校区・36連合自治会といいますか、設置にあたっての十分関係設置場所というか、そういう自治体との協議も重ねて設置すると、設置した後も苦情とか要望事項なんかは、汲上げていくと、汲上げる場合の最終御判断されるのは、おそらく危機管理室なんだろうけれども。窓口としても市役所が受け賜るということでお聞きしていいんですか？それでそれも表示すると、何かね。そういうことですよ。ビラとか何かでね。そうおっしゃったと思うんですけれども、どうですか。

**官武総務部危機管理室主幹** 会長のおっしゃるとおりでございます。またホームペ

ージと新聞等も使いまして連絡先の電話番号等はお知らせさせていただきたいと思  
います。また、先ほど会長がおっしゃられたように、設置後の窓口も危機管理室と  
いうことで御理解いただいて間違いございません。以上でございます。

**岡 会長** 川内委員さんがおっしゃっているのはね。おそらく他の委員の方も皆思っ  
ておられると思うけれども。割とこの防犯カメラって付けてもらいたいと思ってい  
る方おられるんだけれども。逆に言うとね、やはりプライバシーを直接侵害する  
という意識を持っておられる方も多いんですわ。だから今みたいな御発言が出て来  
るんでね。ですので設置にあたって、運営にあってもね、十分にその点を御留意  
いただくという方でよろしいですかね。

**宮武総務部危機管理室主幹** 御指摘のとおりでございまして、我々も地域の方の御協  
力なくしては、今回の設置事業は成り立たないものと考えておりますので、はい。  
その点につきましては、きめ細やかな対応をさせていただきたいと思っております。  
以上でございます。

**岡 会長** 先生、何かどうぞ。

**小林副会長** 市民の方からの御意見も伺っていくと、画像を悪くしてくれとか、そう  
いった関係でくるのかとも思いますけれども。この捜査当局からの要請で画像提出  
ということとなると、証拠書類という形でなると思うんですけれども。その辺とな  
ると兼ね合いが変わってくると思うんで。その辺は警察署と相談の上で、その辺は  
決めていただけたらと思いますね。以上です。

**岡 会長** はい、他に特にありませんか。

**川内委員** すみません。今のことで。ちょっとだけお願い申し上げます。恐縮です。  
確かに市役所の方が、協議の対象として連合自治会とかといろんなところとコンタ  
クトを持たれるのはわかるんですが。ただこういう運動にしろ、趣旨にしろあくま  
でも市民に周知なされる主体はあくまでも市役所のはずなんです。その辺のところ  
は十分御理解いただかないと、周知というのは非常に言葉が重いものですのでね。  
いろんな先ほど申し上げた質疑を注視するということは、私は「周知」に含まれて  
いると社会通念上理解しておりますのでね。「周知したから、もう言いはなしで  
いいんだ。」じゃなくって。何か質問があったら、この電話番号にかけなさいよと  
いうぐらいにしとかなないと。危機管理室をいちいち調べてダイヤルすること自身が、  
苦痛な方もいらっしゃるわけですので。とにかく十分、リアクションしてくる市民

の側の気持ちと言いますか、市役所側では取入れてもらいたいという気持ちでございます。どうもすみません。

**宮武総務部危機管理室主幹** 委員の御意見賜りまして、今現在も賛成していただいている方、あるいは厳しい御意見いただいている方もございます。また、プライバシーといった重大なものを扱うということでございますので。委員御指摘の「周知」ということが非常に大事なものであると同時に、また犯罪抑止をするということからも、ここでは犯罪をすると防犯カメラに撮られているというような効果面からも、我々ももう一つの面からも周知は非常に大事なものと思っておりますので、はい。御指摘いただいた内容、厳しく受け止めまして細やかな対応をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

**岡 会長** よろしいですか。他に。はい、どうぞ。

**澤田委員** この防犯カメラを付けることに異議がある訳ではないんですけれども。私、ニュータウンに住んでいるんです。配水塔があります。以前は車が毎晩、何台も停まるですわ。それと山田駅に抜ける道に街灯がほとんど無かったんです。だから家に車が皆、置かれていますね。塾帰りの子供たちが、その車に真っ暗なためにぶつかったりとかあったんですけれども。今、自治会でね。私、役をさしてもらっている時ですからもう20年ほど前の話ですけれども。防犯カメラでなくて、街頭を全地域を回ったんです。夜に役員さん皆さんと御一緒に。「ここも暗い。あっちも暗い。」と言っていて。それで今、すごく明るくなっているんですよ。だから学校前の道、あれ府道とか市道とかややこしかったんですが、とりあえず付けてもらおうと。今は水銀灯に変わっていますね。それもあって明るくなってね。植木がクスノキですから、毎年すごく茂るんですわ。それも市の方が伐採してくれて、そういうことがあってね。やっぱり明るくなったら、車が停まらない。子供たちの事故も起こらないということですね。やっぱり街の中を明るくするというのは、私すごく大事やなど、犯罪の起こる所は薄暗い所やと思いますしね。人の通らない所で起こりますのでね。やっぱり防犯カメラとは別にね、そういうことも本当に考えて、同時並行で考えていくということがすごく大事で、自分の経験からもそう思います。

**岡 会長** 今の澤田委員の意見はね。直接に皆さんに関する所管の事項ではないけれども、これはむしろ市民部長の小西部長なんかに留意していただいて、よろしくお願ひします。確かにね。総合的な対策ですよ、基本的には。そうだと思いますけ

ど。一遍に全部は出来ないですよ。徐々にとということなんでしょうね。どうか、市民部長の小西部長をはじめ、みなさんよろしくお願いします。

**小西市民部長** いただいた御意見、市民部で全てが対応出来るわけではございませんので、いろいろと担当もございませし、街路樹の剪定ということもありますが、歩道の整備ということもあるのかもわかりませしそういうことも含めまして、これこれについてはどこかが1つが担当したら全てがいくということではありませので。ここに今いただいた貴重な意見いただきましたので、それぞれ関係部局の方にも説明をさせていただいて総合的に市として、全体として取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**岡 会長** この会議が始まります前です。私、雑談をしていたのですが、吹田市ですごく住民にね、フレンドリーというか、配慮している市だと私思っているんですけども。それでも今おっしゃったようにね、場所、場所によっては「ちょっと、ここも頼むよ。」というところがあるんでしょうね。また、ひとつよろしくお願いいたします。

他になれば、一応。はい。

**糸瀬委員** 3ページの引用されている「今後の予定」なんですけれども。平成28年度、29年度、30年度の3年分を一括で説明会を開くわけですか。それとも。

**宮武総務部危機管理室主幹** 委員の御質問につきまして、お答えさせていただきます。委員の御理解のように、ここに載せているのは28年度の180台、12小学校区についてでございますので、また後年の2年度間。来年度と再来年度につきましては、また同じようなスケジュールになるかと思っておりますけれども、はい。同じように180台を付けてまいりたいと予定しております、以上です。

**岡 会長** 一応審議会としては、ここで今日結論を出して一応カバーしたということでもよろしいんですかね。3年分についてね。そういうことでよろしいですね。

それではこれ以上なければ、我々の審議を始めますので御退室いただいて結構かと思っております。

< 危機管理室職員 退室 >

**岡 会長** どうですか。御意見は。諮問に対して審議をするという事になりますが、

御意見ありますか。いかがですか。

諮問する項目としては、1番目の1ページの1ということですね。

川内委員 どうですか。

川内委員 判断できないですね。

岡 会長 糸瀬委員は、どうですか。

糸瀬委員 いや、いいんじゃないですか。

岡 会長 いいですか。

糸瀬委員 ただ、吹田市は慌てたと違いますか。周りの箕面市が全部やるとかね、豊中市が全部やると言ったからそれで慌てて「地域でお金だしあってやってくれ。」となって、自治会が皆反対したからです。そんなバカな話はないと。それで行政が動きだしたんです。だから慌てて作ったから、まあまた勉強されるのと違いますか。箕面とか、あの辺を見に行ったり、はい。

岡 会長 黒岩委員はどうですか。

黒岩委員 いやー、みなさんのおり、そういう感じで。

岡 会長 矢倉委員も、いいですかそれで。

矢倉委員 まあ、大阪府内ではまだ少ないみたいな事ですけども。今先ほど箕面と伊丹と。伊丹は大阪府じゃないですけども。

糸瀬委員 豊中もですね。

矢倉委員 豊中もですか。ただ、付けていない所の方が、多いですよ。

糸瀬委員 お金がかかるからね。

矢倉委員 これには、相当な予算を確保されているという事ですかね。

岡 会長 矢野委員 どうですか。いいですか。

矢野委員 10年位前にね。大阪市で、近辺に3つ付けるという時にだいぶ揉めた時がありましたね。その時はだいぶ反対意見も出たんですけども。結局付けることには、なったんですけども。これ、地区説明会が行われて地区で「それ、付けんといってくれ。」というような事が意見で出てしまった場合ですね。どうなるのかというところがありますよね。まあ、行政がやってくれるというサービスの一環としてね、たぶん付けることにはなるとは思いますが、やっぱり地区の中では、やっぱり慎重意見というのもかなり強いと思うので、この住民説明会を本当に丁寧にですね、この180台という、3台でもだいぶ揉めたんですよ。

**岡 会長** それは何年前の話ですか。

**矢野委員** 10年位前の話です、はい。もう時代はだいぶ変わってはきていると、思うんですけどもね、10年前と。でもやっぱり地域説明は丁寧にしないと、本当に180台というかなりの台数が地区に回るわけですから。それはちょっと、大変だろうなという気が正直いたします。

**糸瀬委員** 寝屋川の事件があって以来、慌てたわけです。みんなが。

**岡 会長** 澤田委員どうですか。いいですか。これでいいですか。

**澤田委員** はい。

**岡 会長** 他の委員どうですか。よろしいですか。

そしたら、概ねこれでいいという事だと思いますけれども。このとおりでいいのか、何か条件を付けるとか、付言をつけるかという問題は、まあ多少あるかなと思いますけれども。

**川内委員** 先ほど何か、大きく変わったらこの結果をお教えしてもいいとおっしゃっていましたがあれは、どうなるのでしょうか。そこまで必要ないですか。

**岡 会長** それはまた、「報告」事項でどうでしょう。小西部長、またここで。「報告」事項で上げてもらったら。

**小西市民部長** それはまた最終確定したものを、それ以降開催されるこちらの審議会の方という事で、「報告」案件として御報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**岡 会長** よろしいか、そういうことで。

**各委員** はい。

**岡 会長** じゃ、全員一致で承認させていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

**菅市民部市民総務室情報公開担当参事** 会長、よろしいでしょうか。

**岡 会長** はい。

**菅市民部市民総務室情報公開担当参事** では続きまして、消防本部指令情報室・福祉総務課よりの「住民基本台帳情報及び災害時要援護者情報活用について」の報告でございます。



岡 会長 はい。入室をお願いいたします。

< 消防本部指令情報室・福祉総務課 職員入室 >

岡 会長 どうも、御苦労さまです。

液野消防本部指令情報室長 すみません。消防本部指令情報室長の液野でございます。

本日は公私何かと御多忙の中、御時間いただきまして厚くお礼申し上げます。

( 消防職員の紹介 )

廣瀬 消防本部指令情報室総括参事 (システム担当)

液野 消防本部指令情報室長

山根 指令情報第1 指令長

新納 指令情報室主査

岡 会長 それでは報告事項ですが、御説明をお願いいただけますか。

廣瀬消防本部指令情報室総括参事 まず、報告1。「住民基本台帳情報及び災害時要援護者情報活用の概要」について、御説明させていただきます。

事業は、「消防通信指令事務共同運用事業」でございます。「情報の活用の目的」でございますが、住民基本台帳情報を法令等の規定に基づき市民課から提供を受けます。また、約3万人の対象のうち、御本人の同意をいただいた約1万人の災害時要援護者情報を福祉総務課から提供を受けます。それらの情報を吹田市・摂津市消防指令センターの指令システムに取込み、この2つの情報をマッチングして災害現場における人命検索及び避難支援・避難確認並びに119番通報時における通報者の確定等に活用するものでございます。これらの「情報の活用による効果」でございますが、災害現場において早期に未確認者の人命検索や避難支援・避難確認に着手することが可能となり、迅速な救助活動を行うことができます。また、119番通報時に通報者が意識喪失等で会話ができない時に、世帯情報を現場の出動隊に伝達することで、迅速な救命活動を行うことができます。

「活用する情報の内容」でございますが、住民基本台帳情報につきましては、住所・氏名・フリガナ・性別・生年月日・続柄・世帯主氏名・世帯主フリガナを、要援護者情報につきましては、身体障がい者手帳(1・2級)、療育手帳(A)、精

神保健福祉手帳（1級）、要介護認定（3～5）、75歳以上の者のみの世帯で、御本人の同意を得た方のみの情報を活用いたします。「情報の受領方法」につきましては、消防職員が情報政策室から直接手渡しで、暗号化・パスワード機能付きのUSBメモリーを使用して受領いたします。

裏面でございます。「情報保護対策」でございますが、各情報は「吹田市・摂津市消防通信指令事務協議会個人情報取扱要領」に基づき運用いたします。指令システムは、インターネット等他のネットワークに接続はいたしません。受領したデータは指令システムに取込み後、速やかに消去いたします。また、USBメモリーは、指令センター内の金庫に保管します。また、電子媒体管理台帳を作成し管理を徹底いたします。情報を利用する指令センターは電子錠による入・退室管理を行っております。指令センターでは、住基情報及び要援護情報を閲覧した際の操作ログを各指令室内で記録いたしております。運用開始日は、平成28年（2016年）4月1日でございます。以上です。

**岡 会長** 報告事項ではありますが、何か質問があれば、ここが分かりにくいとか。

摂津市とは、一緒に運用されているんですか。

**廣瀬消防本部指令情報室総括参事** はい。

**岡 会長** そうですね。何かありますか。無ければ御報告をいただいたということで、これで終わりにしますがいいですか。

どうも、ありがとうございました。

**廣瀬消防本部指令情報室総括参事** 続きまして、報告2。「出動車両管理カメラ・車載カメラ・災害監視カメラシステムの概要」について、説明をさせていただきます。

事業名は「消防通信指令事務共同運用事業」でございます。「整備の目的」でございますが、本システムは特定の場所にカメラ装置を設置し、災害現場の状況把握及び出動隊への適切な情報提供を行うことを目的に整備するものです。対象は、車両の出動状況・災害現場の建築物・煙などの燃焼状況などでありまして、人を対象とするものではございません。「整備による効果」でございますが、吹田市消防本部6階「吹田市・摂津市消防指令センター」の表示装置におきまして、本市における災害状況、活動状況等をリアルタイムで確認することができ、消防車両の増隊・人の増援等迅速な災害対応が可能となります。

「設置場所」でございますが、出動車両管理カメラは吹田市中消防庁舎・吹田市南消防署・吹田市南消防署南正雀出張所・吹田市北消防署・吹田市西消防署千里出張所・吹田市東消防署・吹田市東消防署岸部出張所に設置してございます。車載カメラは指揮支援車に車載してございます。災害監視カメラにつきましては、吹田市片山町、JR吹田駅前のメロード吹田一番館の屋上と阪急山田駅のジオタワー千里山田に設置しておりまして、いずれも対象は建物といったものでございまして、従来の防犯カメラのものではございません。「システムの概要」につきましては、非常に見にくい図面で申し訳ございませんが、ネットワーク図<別紙1>のとおりでございます。図中、最上段右端が車載カメラ、この左隣が出動車両管理カメラ、その左側でジオタワー千里山田・メロード吹田一番館と書いておりますのが災害監視カメラでございます。

「画像保護対策」といたしまして、本システムは「吹田市消防本部防犯カメラ等の設置及び管理に関する基準（管理基準）」に基づき運用します。指令センターは電子錠による入・退室管理を行っております。画像記録装置を操作できる者は、管理基準に基づく防犯カメラ等管理責任者及び防犯カメラ等管理担当者に限定いたします。運用開始日は平成28年（2016年）4月1日でございます。以上よろしくお願いいたします。

**岡 会長** 何か御質問ございますか。

特にありませんので、どうも御報告ありがとうございました。

< 消防本部指令情報室・福祉総務課 職員退室 >

**岡 会長** それでは、「その他」ですね。

**菅市民部市民総務室参事** 「行政不服審査法改正に伴う吹田市個人情報保護条例及び吹田市情報公開条例の一部改正について」の御報告をさせていただきます。

お送りいたしました資料の中で、横向きの資料となっております保護条例と情報公開条例の改正案対照表を御覧いただけますでしょうか。その内容について、事務局より御説明をさせていただきます。

平成28年3月市議会にて可決されました行政不服審査法全部改正に係る個人情報保護条例及び情報公開条例の一部改正の最終改正内容についてです。

本市の条例での主な概要といたしましては、新たな審理員制度の導入の適用除外や、また口頭意見陳述における処分庁への質問権の付与や、審査請求人による証拠書類の閲覧やその写しの交付ができること及び従来請求期間が60日以内となっていたところを、3箇月以内に延長できることなどがあげられます。

具体的な最終改正内容といたしましては、お手元に配布させていただいておりますのでございまして、左半分が現行文で、右半分が改正条文となるものです。その対照表の中で、まず個人情報保護条例では第26条3ページでございます。また、情報公開条例では第16条9ページでございます。ともに審理員による審理手続きによる適用を除外する旨を入れ込んでおります。この件につきましては、以前に情報公開・個人情報保護審査会の5名の全委員の方々から御意見をいただきましたとおりのものであり、国同様また近隣の北摂各市とも同様に、審理員制度は審査会には適用しないこととして条例改正を行いました。また、そのことによりまして改正法律文上、当然に吹田市で新たに作り上げる吹田市行政不服審査会にも諮問をしないこととなりました。

次に、今回の改正による情報公開・個人情報保護審査会への大きな影響といたしまして、先ほどの概要でも述べさせていただいたとおり、口頭意見陳述における処分庁への質問権を認めるなど、審議の充実をはかることとなりました。個人情報保護条例では第31条5ページ、情報公開条例では第21条11ページのところです。

改正前は申立てをした審査請求人、参加人や補佐人のみの意見陳述を委員が聴取するのみで、他の審理関係人の出席規定はありませんでしたが、改正後は全ての審理関係人、つまりは審査請求人、参加人及び補佐人そして実施機関の職員を招集して口頭意見陳述を実施するものとなるため、今後口頭意見陳述における熱い意見の陳述場面が予想されることとなります。

その他、規定の整備といたしまして改正法律文上、第10条第3項及び第4項の規定に従い、弁明書の提出や口頭意見陳述、審理手続きの終結事項の規定を最小限度で改正手続きしましたところであります。主な改正概要については、簡単ですが以上でございます。

**岡 会長** ありがとうございます。何か御質問ありますか。

では、これも特に御質問ないということで。

それでは今日が区切りの前の最後の審議会になります。

以上で閉会いたします。本当にどうもありがとうございました。